

◇大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことにつき給料等の減額の特例となる任命権者の承認の基準等を改めることにしました。
- 2 大阪市水道局企業職員給与規程の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 4 この規程は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)